

神奈川大学学則

第1章 総則

第1条 神奈川大学(以下「本大学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)にのっとり、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、関係法令の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、これを公表するものとする。

2 本大学は、前項の点検及び評価の結果について、6年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるとともに、本大学以外の機関が行うその他の評価等を通じ、その検証並びに教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

3 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第1条の3 本大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

- (1) 本大学の教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学金その他の本大学が徴収する費用に関すること。
- (9) 本大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

第2条 本大学に法学部、経済学部、経営学部、外国語学部、人間科学部、理学部、工学部の7学部をおく。

2 各学部の修業年限は、4年とする。

3 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3条 法学部には法律学科及び自治行政学科を、経済学部には経済学科及び現代ビジネス学科を、経営学部には国際経営学科を、外国語学部には英語英文学科、スペイン語学科、中国語学科及び国際文化交流学科を、人間科学部には人間科学科を、理学部には数理・物理学科、情報科学科、化学科及び生物科学科を、工学部には機械工学科、電気電子情報工学科、物質生命化学科、情報システム創成学科、経営工学科及び建築学科をおく。

第3条の2 前2条に規定する各学部又は各学科の教育研究上の目的については、学部ごとに規程をもって定めるものとする。

第4条 本大学には付属図書館及び付属研究所をおく。

2 付属図書館及び付属研究所に関する規程は、別に定める。

第5条 本大学に次の職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員

2 前項のほか、副学長及び学長補佐を置くことができる。

第5条の2 学長は、本大学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学部長は、学部を代表し、学部に関する校務をつかさどる。

3 副学長は、学長を補佐し、学長から権限の委任を受けた校務をつかさどる。

4 学長は、前項の規定により副学長に校務の一部の権限を委任したときは、速やかに当該権限の内容及び受任者その他当該権限の行使に必要な事項について評議会に報告するとともに、これを告示しなければならない。

5 学長補佐は、学長から委任された業務について、学長を補佐する。

第6条 本大学の重要事項を審議するために評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学部から教授、准教授及び助教のうち2名

3 学長は、次に掲げる事項を決定するに当たっては、評議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- (1) 学部間の連絡調整に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則等の制定又は改廃に関する事項
- (3) 予算案編成及び決算処理の方針に関する事項
- (4) 学部、学科その他重要な施設及び組織の設置又は改廃に関する事項
- (5) 教員人事の基準に関する事項(教員定員に関する事項を含む。)
- (6) 学生の定員に関する事項
- (7) 学生の生活指導、福利厚生及びその身分に関する事項
- (8) その他学長が諮問すべきであると判断する事項

4 学長は、評議会が答申した内容と異なる決定をした場合、又は前項ただし書の規定により評議会に諮問せずに決定した場合には、直近の評議会において、その理由及び当該決定の内容について説明するものとする。

5 評議会に関しては、前各項に規定するもののほか別に定めるところによる。

第6条の2 本大学の各学部に、学校教育法(以下「法」という。)第93条第1項に規定する教授会を置く。

2 教授会は、学部ごとに、その所属する教授、准教授及び助教をもって組織する。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 学長は、前項第3号の規定に基づき当該事項を定める場合には、あらかじめ教授会の意見を聴き、その意見を十分に参酌した上で定めるものとし、これを定めたときは、速やかに告示しなければならない。

- 5 教授会は、第3項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 教員人事に関する事項
 - (2) 研究に関する事項
 - (3) 教育に関する事項
 - (4) 学生の転部、転科、休学、退学その他身上に関する事項
 - (5) 学部予算の作成及び執行
 - (6) 学長から諮問された事項
 - (7) 学部長から付議された事項
 - (8) その他教授会が必要と認めた事項
- 6 学長等は、第3項及び前項の規定により教授会が述べた意見の内容と異なる決定をした場合には、直近の評議会又は当該学部の教授会において、その理由及び当該決定の内容について説明しなければならない。ただし、学長が教授会に説明する場合は、書面によることができる。
- 7 教授会の審議手続に関する規程は、評議会の審議を経て理事会がこれを定める。